

三重労働局職員【臨時的任用職員】募集要項

令和2年度第二次補正予算（令和2年5月27日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症により、経済活動が急速に縮小する中、国民の雇用を守り抜くために、都道府県労働局等の人員・組織体制の抜本的充実・強化が盛り込まれたことを受け、民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する方を募集します。

1 職種

都道府県労働局等の任期を定めた常勤職員

2 業務内容

都道府県労働局等における次の(1)及び(2)の業務

- (1) 雇用調整助成金の支給業務及びその他関連する業務
- (2) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給業務及びその他関連する業務

3 募集人員

3名程度

4 応募資格

(1) 以下の条件を満たす方

民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する者。

(2) 以下に該当する方は応募できません

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5 採用方法

選考による採用となります。

また、国家公務員法第60条第1項の規定に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和3年3月末日までとなります。

6 採用日

令和2年9月1日（火）を予定しています。（採用日は相談可。）

7 勤務地

三重労働局（津市島崎町）又は助成金センター（津市丸之内）、他（津市桜橋。）

8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴（助成金や雇用保険等に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 作文の提出

次の課題について、作文による書類審査を実施します。

<作文の課題>（800文字程度）

「雇用調整助成金にかかる新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置について述べよ（主旨・目的、支給対象者、その他の事項）」

※提出様式は任意とします。

(3) 応募先

(1)及び(2)については、1つの封筒に同封し、三重労働局総務部総務課人事係あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記13のとおりです。

応募の秘密については厳守します。また、応募書類については、目的外に使用しないことをお約束し、こちらで処分させていただきますのでご了承ください。

なお、雇用保険を受給している方は必ずハローワークの紹介を受けてください

11 応募期限

令和2年8月11日（火）

応募書類は当日までに必着（持参の場合は当日17：00まで）とします。

12 選考方法

【第1次選考】

（選考内容）

職務経歴、作文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の作文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

（選考通過者発表）

令和2年8月13日（木）予定 通過したか否かに関わらず全員に連絡します。

【第2次選考】

（選考内容）

人物試験（個別面接）による審査

試験日は令和2年8月18日（火）予定

（詳細な時間及び場所等については、第1次選考通過者あてに連絡します。）

（合格者発表）

令和2年8月24日（月）予定

合否にかかわらず全員に連絡します。

13 応募等に関する照会先・担当

三重労働局総務部総務課人事係

住所 〒514-8524

津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎3階

電話 059-226-2105

(別紙)

給与等について

1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経歴等が考慮されます。

2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当・・・扶養親族のある者に、配偶者月額 6,500 円、子 1 人につき 10,000 円等

住居手当・・・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高 28,000 円

通勤手当・・・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1 か月あたり最高 55,000 円）

期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・・・1 年間に俸給等の約 4.50 か月分（平成 31 年度実績）